

山梨県中小企業労務改善優良団体等知事表彰実施要領

1 趣 旨

中小企業の人事・労務管理の改善、福祉の向上等について積極的に取り組んでいる団体及び個人に対し知事表彰を行いその努力と功績をたたえるとともに、これを広く県民一般に周知し、中小企業の人事・労務管理の改善、福祉の向上に資するものとする。

2 表彰の対象

表彰の対象者は、県内の団体及び個人とし、知事が審査のうえ決定する。

3 表彰基準

(1) 団 体

10年以上にわたって、人事・労務管理改善事業又は福利厚生事業を継続して実施し、他の模範となる優秀な成果をあげているもの

(2) 個 人

人事・労務管理の改善、福祉の向上に関する活動に顕著な功績がある者で、中小企業集団等において、会長、副会長等の要職にあつて5年以上にわたって活動した経歴を持つ者

4 表彰の数

(1) 団 体 若干名

(2) 個 人 若干名

5 推薦の方法

各種団体の長及び市町村長は、知事表彰の対象を推薦する場合は、様式1に様式2又は様式3を添えて知事あて推薦するものとする。

6 表彰状の授与

知事表彰に決定した被表彰者に対する表彰状は、「中小企業活力ある職場づくり推進大会」の席上、知事から被表彰者に授与するものとする。

7 表彰状の書式

知事の表彰状は様式4の書式とする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、昭和62年10月1日から施行する。

この要領は、平成4年10月1日から施行する。

この要領は、平成21年8月19日から施行する。

この要領は、平成27年10月14日から施行する。

この要領は、令和元年5月21日から施行する。